

# 公益財団法人全日本柔道連盟 公認審判員規程

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の公認審判員の制度を定め、公認審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における公認審判員とは、審判員および顧問審判員をいう。

## 第2章 審判員

(審判員)

第3条 審判員とは、次のとおりとする。

(1) Sライセンス審判員

特に技能が優秀であり、本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(2) Aライセンス審判員

本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(3) Bライセンス審判員

地区柔道連盟（連合会・協会）が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(4) Cライセンス審判員

都道府県柔道連盟（協会）およびその加盟団体が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(選考と管轄)

第4条 審判員の選考と管轄は、次のとおりとする。（別表1参照）

(1) Sライセンス審判員は、本連盟が行なう

(2) Aライセンス審判員は、本連盟が行なう

(3) Bライセンス審判員は、地区柔道連盟（連合会・協会）が行なう

(4) Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟（協会）が行なう

(審判員の義務等)

第5条 審判員は、本連盟登録および審判員登録を毎年更新するものとする。

2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟（協会）を経由して管轄する団体に届けるものとする。
3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス有効期間終了時の更新手続きの際、所定の様式により行うものとする。
4. 審判員の服装は、別に定める。
5. Sライセンス審判員については少なくとも2年間に1度、試合の審判に携わらなければならない。その他の審判員については少なくとも4年間に1度、試合の審判に携わるよう努めなければならない。（ただし、本連盟またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない）
6. Sライセンス審判員は、全柔連が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。

その他の審判員は、第4条に定める管轄する団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。

(審判員資格の停止、喪失、有効要件)

第6条 管轄する団体は、審判員が第5条の各項に定める義務を怠ったとき、又は審判員として相応しくない言動や不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、または喪失させることができる。

2. 審判員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- (1) 審判員資格が認定され、有効期間内にあること
- (2) 本連盟会員登録をしていること（休会員登録を除く）
- (3) 審判員資格登録をしていること
- (4) 審判員資格が停止されていないこと

(審判員資格の再有効化)

第7条 審判員資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。

- (1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新の要件を満たす
- (2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。→登録する
- (3) 資格が停止されたとき。→停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす

(休会員の審判員資格)

第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認審判員が個人会員登録の休会を認められた場合、審判員資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、有効でなくなっていた審判員資格も同時に有効になる。

(審判員資格の有効期間)

第9条 Sライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ有効期間を更新することができる。

2. その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ有効期間を更新することができる。

(審判員の定年)

第10条 審判員の定年は、満65歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）とする。

(試験)

第11条 審判員に関する試験・選考は、別表1のとおりとする。

(費用)

第12条 審判員に関する試験の受験料、ライセンス登録費（更新を含む）、研修会受講料は別表2のとおりとし、その都度納付するものとする。

(審判の実施)

- 第 13 条 本連盟が主催、主管する全国的大会の審判は、本連盟の審判委員会が選考した S ライセンス審判員または A ライセンス審判員が行う。
2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学校等の全国的大会の審判は、前項の規定にかかわらず、原則として主催する団体において選考した S ライセンス審判員、A ライセンス審判員または B ライセンス審判員が行う。ただし、本連盟が前項に準じて審判員の一部を派遣することができる。
  3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。

### 第 3 章 顧問審判員

(顧問審判員)

- 第 14 条 顧問審判員とは、年齢 65 歳以上かつ男性は 7 段以上、女性は女子 5 段以上の者から、本連盟が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢 60 歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。
2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請された場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。ただし、審判員としての活動は、満 70 歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3 月 31 日）までとする。

(顧問審判員の義務等)

- 第 15 条 顧問審判員は、本連盟登録および顧問審判員登録を毎年更新し、顧問審判員登録費は初年度のみ納付する。
2. 第 5 条および第 6 条乃至第 8 条の規定は、顧問審判員について準用する。

### 第 4 章 その他

(改廃)

- 第 16 条 本規程の改廃は、審判委員会で検討し、理事会の承認を得て行なうものとする。

附則

1. この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から改正して施行する。
3. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正して施行する。
4. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
5. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正して施行する。
6. この規程は、平成 28 年 6 月 9 日から改正して施行する。
7. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正して施行する。
8. この規程は、平成 29 年 10 月 2 日から改正して施行する。（休会員の審判員資格を追記）
9. この規程は、平成 30 年 12 月 10 日から改正して施行する。

ライセンス 区分		S	A	B	C
(1) 受験資格	①年齢 ※1	30歳以上 満58歳まで	28歳以上 満55歳まで	25歳以上	20歳以上
	②柔道経験	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	12年以上、 4段以上 (女子3段以上)	有段者
	③審判経験	「A」取得者の中から 選考する。	「B」取得後3年以上 の審判経験を有し、そ の者が本連盟登録した 都道府県より推薦を受 けた者とする。	「C」取得後2年以上 の審判経験を有し、そ の者が本連盟登録した 都道府県より推薦を受 けた者とする。	都道府県において本連 盟登録をし、かつ講習 会に出席し、許可され た者とする。
(2) 試験方法	本連盟審判委員会選考 審査部会において審議 ・選考する。 本連盟審判委員会選考 審査部会で定める対象 大会において審査す る。	本連盟審判委員会選考 審査部会から指名され た試験官3名以上がこ れにあたる。試験官は 審判委員会委員、Sラ イセンス審判員の中か ら指名される。 地区以上が主催する大 会において審査する。 受験回数は年1回とす る。	地区柔道連盟（連合会 ・協会）から選ばれた 審査員3名以上がこれ にあたる。 地区柔道連盟（連合会 ・協会）が主催する講 習会に出席し、その主 催する大会において審 査する。	都道府県における講習 会等に出席し、その地 域において審査する。	
(3) 試験内容	実技審査を行う。	筆記および実技審査を行う。			

※1：年齢は、資格認定当日の年齢とする。

項目	ライセンス 顧問	S	A	B	C	備考
受験料		なし	5,000円	3,000円 以下	2,000円 以下	試験を受ける時 (1回につき)
研修会受講料		5,000円	5,000円	3,000円 以下	2,000円 以下	研修会受講時
登録費	20,000円	3,000円	2,500円	1,500円	1,000円	顧問は初年度のみ その他のライセンスは毎年納入 (B・Cライセンスの1/2は本連盟納入分)

※1：年度内に複数回受講した場合、研修会受講料は初回のみ支払う。

※2：講師をした場合、研修会を受講したものとみなす。

※3：会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。